

納税協会

October * 2006

ニュース

10



■DTP制作・東デザイン事務所
DTP・DESIGN OFFICE
■ががががが・東 雅之
Graphic Designer Masayuki HIGASHI

平成18年10月

納税協会ホームページURL

<http://www.nouzeikyokai.or.jp>

納税協会 発行

〒540-0012 大阪市中央区台町1-5-4

財団法人 納税協会連合会

TEL 06-6135-4062 (編集部直通)

FAX 06-6135-4056 (//)

トピックス

税理士 片山俊明

●平成19年度の税制改正に向けた要望書が各省庁から発表されました。

—各省庁

(経済産業省・中小企業庁からの要望)

- ① 減価償却資産の法定耐用年数の短縮に向けたの見直し
- ② 減価償却における償却可能限度額(95%)を廃止し、100%全額償却できるようにする
- ③ 親会社株式を対価とする三角合併の場合にも適格組織再編税制による課税の繰延べを可能にする
- ④ 非上場株式に係る相続税評価の更なる軽減
- ⑤ 種類株式の評価方法を明確にし、無議決権株式については評価減を行う
- ⑥ 相続時精算課税制度の贈与者年齢要件(65歳以上)の緩和、非課税枠を3,500万円(現行2,500万円)まで拡充
- ⑦ 上場株式等の譲渡所得に係る優遇税率(10%)の適用期限の延長
- ⑧ 上場株式等の配当等の優遇税率(10%)の一層の軽減措置
- ⑨ 上場株式等の譲渡損失と配当所得との損益

通算を可能にする

(国土交通省からの要望)

- ① 特定事業用資産の買換特例(10年超の長期保有の土地建物等を譲渡した場合)の適用期限の延長
- ② 特定居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の損益通算の特例や特定居住用財産の譲渡損失の損益通算の特例の適用期限の延長
- ③ バリアフリー建築物の固定資産税の軽減及びバリアフリー改修費用の10%相当額(上限20万円)の所得税額控除など

(内閣府からの要望)

- ① 扶養控除を税額控除に変更
- ② 子育ての負担が多いほど優遇する軽減税制を設ける
- ③ 従業員のために事業所等に設置する託児所等に対する設置費用及び運営費用に関する法人税等の税額控除や固定資産税、不動産取得税の税額軽減

●公定歩合の引上げで利子税の特例割合が上がります。

—租税特別措置法93条関連

日銀は、7月14日にゼロ金利政策を解除しました。その際に公定歩合が0.1%から0.4%に引き上げられましたが、延納利子税の特例割合は公定歩合をもとに計算されますので、この公定歩合の上昇が利子税の負担額にも大きく影響します。

具体的には次の2つのパターンに分かれます。1つは、所得税の延納の場合の利子税や法人税の申告期限延長の場合の利子税です。この場合、特例基準割合は「前年11月30日の公定歩合+4%」ですから、今年の特例割合はまだ4.1%(0.1%+4%)ですが、この

ままで11月30日を迎えますと来年の特例基準割合は4.4%(0.4%+4%)となります。

2つ目は、相続税・贈与税の延納に係る分納期間に伴う「各分納期間の延納特例基準割合」の計算です。こちらは「各分納期間開始の日の属する月の2か月前の月末における公定歩合+4%」となりますから、7月の公定歩合の変更に伴い(7月末時点での公定歩合0.4%)、今年9月1日以降に到来する分納期間から4.4%にアップします(その後も公定歩合が0.4%である場合)。

●財産評価基本通達の改正案が公表されました。

—国税庁

国税庁は、9月5日付で財産評価基本通達の一部改正案を公表し、パブリックコメントを募集しました。
宅地評価に係る奥行価格補正率表等の改正

や取引相場のない株式の評価方法の改正などが中心で、意見募集の期間(9月5日~10月4日)を経て、平成19年1月1日以後に相続等で取得する財産から適用予定です。

ワンポイント

税理士 岸田光正

特別償却準備金

1 特別償却準備金の積立て

中小企業者等の機械等の特別償却など租税特別措置法により認められている特別償却は、通常、取得価額の一定割合の特別償却費を計上し、その資産の帳簿価額から直接減額する方式をとりますが、このような直接減額方式に代えて特別償却準備金を積み立て、その積立額を損金の額に算入するという特別償却準備金方式による特別償却も認められています。

特別償却準備金は次のいずれかの方法により積み立てられます。

- (1) 確定した決算において損金経理により積み立てる方法
- (2) 決算の確定の日までに剰余金の処分により積立金として積み立てる方法により積み立て、申告書別表四で減算処理する方法。

なお、特別償却準備金に積み立て不足が生じた場合には、直接減額方式と同様に、その積立不足額につき1年間の繰越しが認められています。

直接減額方式か準備金方式かの選択は、各特別償却の種類ごとに選択できます。また、同一の特別償却に係る資産であっても、適用する事業年度が異なれば、直接減額方式か準備金方式かの選択を変更することができます。

2 特別償却準備金の取崩し

いったん積み立てて損金処理した特別償却準備金は、積立てを行った翌事業年度から次の年数にわたって均等に取崩して益金の額に算入する必要があります。

- (1) その資産の耐用年数が10年以上である場合
→7年
- (2) その資産の耐用年数が10年未満である場合
→5年とその資産の耐用年数とのいずれか短い年数

具体的には次の算式により計算した金額を各事業年度の益金の額に算入する必要があります。

$$\text{各事業年度の益金算入額} = \frac{\text{当初損金の額に算入した積立額}}{\text{その事業年度の月数}} \times \frac{84(\text{又は}160) \text{か}[\text{その資産の耐用年数} \times 12] \text{のいずれか短い月数}}{\text{その事業年度の月数}}$$

なお、平成13年4月1日以後開始する事業年度において積み立てた特別償却準備金の対象となっている資産を売却や除却等した場合には、その時点で、その資産に係る準備金残高を取り崩して益金に算入しなければなりませんので注意が必要です。

3 その他の留意事項

特別償却準備金の損金算入は、適用を受けようとする事業年度の確定申告書等にその積み立てた金額の損金算入に関する記載があり、かつ、その確定申告書等にその積み立てた金額の計算に関する明細書(別表十六(八))の添付がある場合に限り認められます。

また、準備金方式により特別償却を行った場合の普通償却限度額の計算は、その特別償却準備金の額に影響させることなく、その資産の取得価額を基礎として通常の減価償却と同じ限度額計算を行います。